

河川利用の在り方について ～ 京都府鴨川条例に基づく規制内容～

平成20年4月1日から、京都府鴨川条例に基づく規制が始まります。
規制の内容、規制する区域等については次のとおりです。

規制の内容

1 自転車等の放置禁止と放置自転車等に対する措置

- ▶ 次の区域では、自転車と原動機付自転車の放置を禁止します。

禁止区域 <鴨川> 葵橋から塩小路橋まで
<高野川> 御蔭橋から鴨川合流点まで

- ▶ 放置自転車等に関する手続

- ・ 放置してある自転車・原動機付自転車は、府が保管所に移動します。
- ・ 放置されていた場所の付近には移動した旨を公示し、公示後6月経過した時点で返還請求がないものは、府が処分します。
- ・ 返還の際には、自転車1台につき2,300円、原動機付自転車1台につき4,600円を負担していただきます。

2 打ち上げ花火等の使用禁止

- ▶ 次の区域では、打ち上げ花火等の使用を禁止します。

禁止区域 <鴨川> 高橋から京都南大橋まで
<高野川> 馬橋から鴨川合流点まで

- ▶ 使用を禁止する打ち上げ花火等

- ・ ロケット花火など、飛ばすことを主とするもの
- ・ 打ち上げ花火など、打ち上げることを主とするもの
- ・ 爆竹、クラッカーなど、爆発音を出すことを主とするもの

- ▶ 罰則

知事の指定する職員の中止命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

3 バーベキュー等の禁止

- ▶ 次の区域では、バーベキュー等(火気を用いて食品を焼くこと)を禁止します。

禁止区域 出町柳近辺
<鴨川> 葵橋より上流50mから賀茂大橋より下流50mまで
<高野川> 河合橋より上流50mから鴨川合流点まで

柵野近辺 <鴨川> 高橋から庄田橋より下流50mまで

▶ 罰則

知事の指定する職員の中止命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

4 自動車等の乗り入れの禁止

- ▶ 次の区域では、自動車及び原動機付自転車の乗り入れを禁止します（河川・公園・道路管理用の車両及び緊急自動車は禁止対象外です。）

禁止区域（橋などの道路区域を除く）

- < 鴨川 > 高橋から柵野堰堤まで及び賀茂川通学橋から鴨川終点まで
- < 高野川 > 馬橋から鴨川合流点まで

▶ 罰則

違反者には、5万円以下の罰金が科せられます。

5 落書きの禁止

- ▶ 鴨川及び高野川の全区域で、落書きを禁止します。

▶ 罰則

違反者には、5万円以下の罰金が科せられます。

6 鴨川環境保全区域

- ▶ 次の区域では、工作物の新築・改築、土地の形状変更行為をするときは、許可を受けなければなりません（一定規模以下のものや耕うん、自己の居住用の住宅の新築・改築などについては、許可は不要です。）

- ▶ 区域（河川区域及び道路区域を除く。）

- ・ 延長 鴨川の起点から鞍馬川合流点まで
- ・ 幅 主要地方道京都京北線と鴨川に挟まれた区域、対岸は路面標高と鴨川に挟まれた区域

▶ 罰則

違反の内容に応じて、50万円以下から20万円以下までの罰金又は5万円以下の過料に処せられます。

参 考

京都府鴨川条例抜粋

（鴨川等の利用者の責務）

第5条 鴨川等の利用者は、基本理念にのっとり、鴨川等を美しく保ち、他の利用者の快適な利用及び近隣の住民の平穏な生活を阻害することがないように努めるとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

2 鴨川等の利用者は、鴨川等の河川としての危険性を踏まえ、自ら安全に配慮して鴨川等を利用しなければならない。